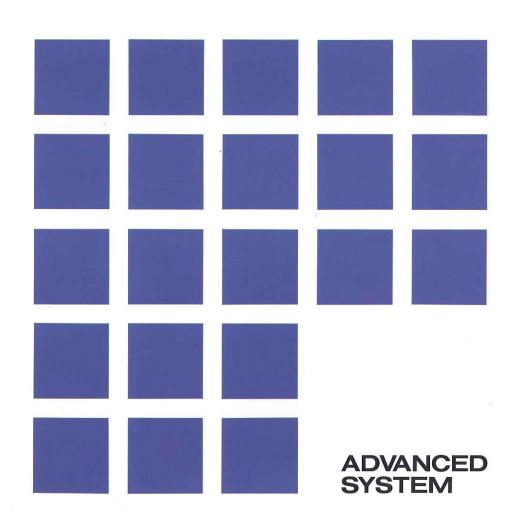
防音システム 工場に静けさを



新時代を創造する エーエス

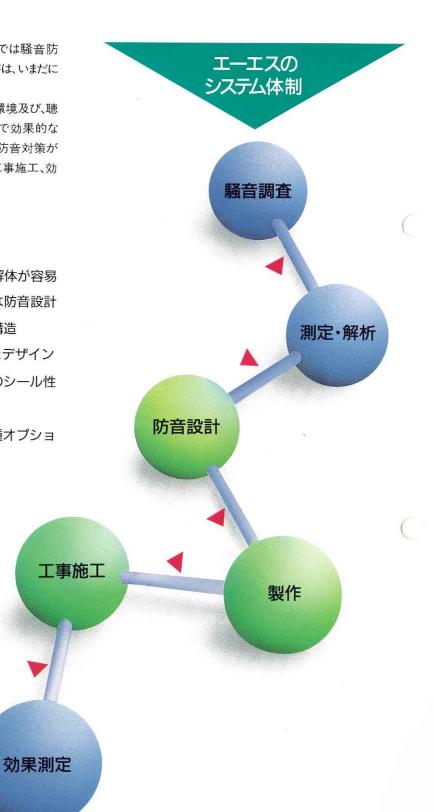
環境のユートピアをめざし、あらゆるニーズに応えています。

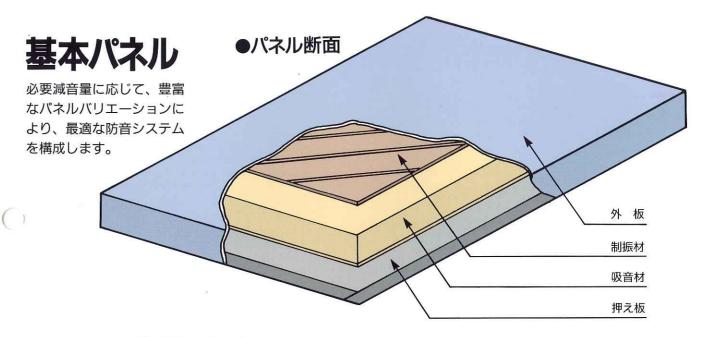
住みよい、働きやすい、環境づくりが叫ばれている現代では騒音防止は最も重要なテーマの1つとなっております。騒音公害は、いまだに公害苦情発生件数の中でも最高位にあります。

最近、労働安全衛生規則の一部改正が行われ、職場環境及び、聴 覚保護の対応が法令化されております。エーエスは適切で効果的な 騒音技術に基づき、あらゆる分野の機械装置において防音対策が 出来る様、騒音の調査、測定、解析、防音設計、製作、工事施工、効 果測定など一貫したシステム体制を整えております。

●特 徴

- 1. パネルは全てボルト締結構造であり、組立、解体が容易
- 2. 公害対策、作業環境対策の目的に応じた適切な防音設計
- 3. 生産性、操作性を重視した機能的で使い易い構造
- 4. 快適な作業環境を実現する明るくすっきりしたデザイン
- 5. 寸法精度が高く、ゆがみが少ない為、パネルのシール性が高い
- 6. 防音ダクト、サイレンサー、自動扉などの各種オプションや防塵、オイルミスト対策の設計、製作

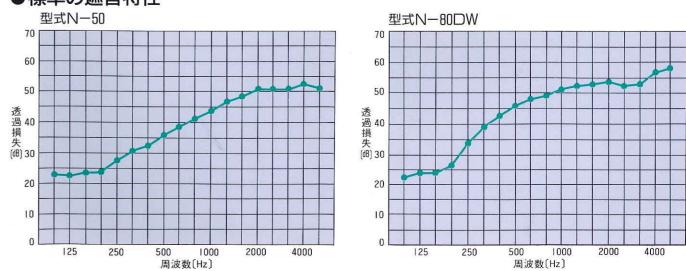




●エーエス標準パネル型式

型 式	パネル層mm	重量 kg/m²	制振材	用 途 特 微
N-30	30	20	無	小型マシンに適した軽量コンパクトタイプで10~15dB(A)程度の減音が期待できます。
N-50	50	29	無	中小型の各種回転機や衝撃機用として、15~20dB(A)の汎用性の高
N-50D	50	3 4	有	いパネルです。
N-80	80	30	無	中大型マシン用に適した堅牢型のパネルで高い吸音特性を有してお
N-80D	80	35	有	ります。
N-80DW	80	41	有	中大型マシン用の堅牢な高性能パネルであり、遮音効果がきわめて 高い二重壁構造を採用し、25~30dB(A)減音が期待できます。
N-100	100	90	無	大型設備用のハウス構造に適しており、頑強厚肉遮音パネルであり、 高い滅音性能を有しております。

●標準の遮音特性

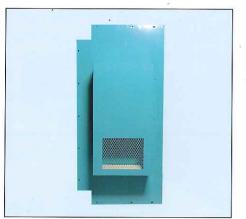


防音システムの性能に対するファクターは、透過損失と吸音率です。防音対策の設計においては、発生騒音のエネルギーと周波数特性を十分に把握することがポイントです。

※パネル選定については、発生音及び周波数領域により防音効果が異なりますので、弊社に御相談下さい。

ボックス式 防音システム

作業スペースと操作性を十分考慮し、遮音効果を高める為に 各種オプションを加えた設計をしております。



❶換気ダクト 消音型換気装置をコンパクトにまとめ、機械発熱量より 最適換気量を選定します。



引戸のスムーズ開閉機能を施し、シール性を高めたマ グネット式全面タッチ構造です。

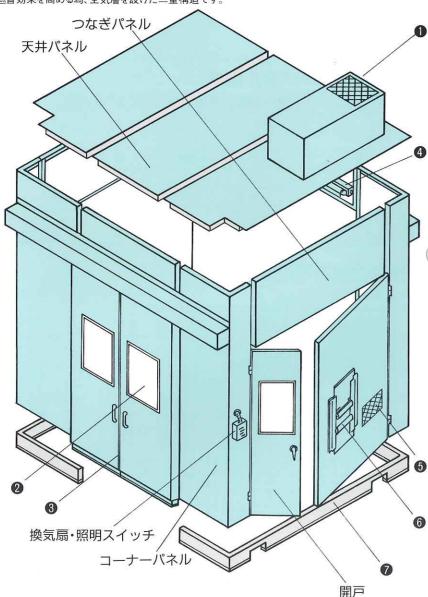


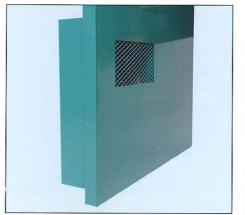
ボックスの大きさに合わせた照度を選定します。



ボックス式防音システムでは、機械装 置の特性上、材料及び製品の出入 口の自動化、換気、照明等の設備、 オイルミスト、防塵処理の必要性が あります。エーエスでは、あらゆる要求 に対し防音対策をシステムとして提供 しております。



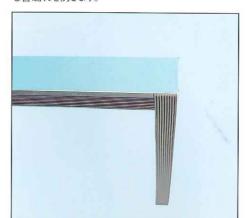




5 吸気ダクト 消音型ダクト方式をとり、音漏れを最小限にしています。



6出入口スライド式ローラ 材料及び加工品の大きさに合わせる様にスライド調整 し音漏れを防ぎます。



7ベース防振 防音シールとして2次固体音防止を兼ねた構造です。

プレス用防音ボックス施工例



標準型防音カバー



直列型防音カバー





一体型防音カバー

防音システムの ラインアップ

卓越した技術と豊富な実積により、多くの分野で 環境のユートピアを創造しています。



エーエスでは創業以来、ユーザーの 皆様の多種多様なニーズにお答えし 各種機械装置の防音システムを提 供することにより、その実績と経験は 高く評価されてまいりました。また新た なる防音対策の課題に挑戦する為 日々邁進しています。



トランスファープレス用シャッター付防音カバー





大型サイレンサー



小型サイレンサー



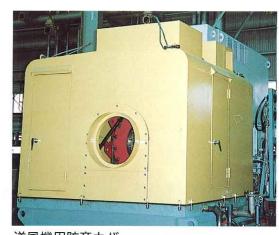
大型ターボコンプレッサー 吸気サイレンサー



PCパイル成型機用油圧開閉式防音装置







送風機用防音カバー



電炉用防音カバー



ガスタービン発電機消音システム



原料風送ライン防音システム



騒音規制のガイドライン

騒音規制法

騒音規制法(昭和43年法律第98号、45年及び46年に改正)は、工場および事業場における事業活動ならびに、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に発することを目的としている。

特定工場における騒音規制基準

時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
区域の区分	重 间	年の グ	/(X B)
第1種区域	45ホン以上 50ホン以下	40ホン以上 45ホン以下	40ホン以上 45ホン以下
第2種区域	50ホン以上 60ホン以下	45ホン以上 50ホン以下	40ホン以上 50ホン以下
第3種区域	60ホン以上 65ホン以下	55ホン以上 65ホン以下	50ホン以上 55ホン以下
第4種区域	65ホン以上 70ホン以下	60ホン以上 70ホン以下	55ホン以上 65ホン以下

[単位:騒音レベルA特性]

- 1. 昼間とは、午前7時又は8時から午後6時、7時又は8時までとし、朝とは、午前5時又は6時から午前7時又は8時までとし、夕とは、午後6時、7時又は8時から午後9時、10時又は11時までとし、夜間とは、午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までとする
- 2. 第 | 種区域とは住居専用地域、第 2種区域とは住居地域、第 3種区域とは商業・準工業地域、第 4種区域とは工業地域とする。

ガイドラインによる作業環境騒音測定と評価・措置等

価 均値 90/96(A)以上 第旧管理区分 第旧管理区分 第日管理区分 をして扱う する	記保録の存				3年間(第Ⅱ、第Ⅲ	管理区分	では5年間保	存するこ	とが望ましい)
作業環境 場所 A 測定:単位作業場ごとに、級・積 6 メートル以下で引いた線の交点 B 測定:音源に近接する場所で作業する単位作業場で、その作業位置	理区分ごとの対策	(4) § (D) §	第Ⅰ管理[第Ⅱ管理	区分: 区分: 区分:(継続的維持に努める ①標識により明示する ②施設等の整備、作事 区分になるよう努め ③必要に応じ明示する ②施設等の整備、作事 で理区分になるは、作事 管理区分になるよう ③的音保護具を使用る	I、第II	必要に応じて防音保護具を使 させる (ロ)90dB(A)以上の場合 防音保護具を使用させると同 に使用について掲示する		
作業環境 場所 A 測定:単位作業場ごとに、縦・横 6 メートル以下で引いた線の交点 B 測定:音源に近接する場所で作業する単位作業場で、その作業位置 時間 A 測定では定常的作業の時間帯、B 測定では騒音が最も大きくなる時間に、継続した10分間以上 騒音 ルベルが最も大きくなる時間に、継続した10分間以上 協設 作業方法等を変更した 都	定結果の	A 海 算術 均值	規定 85dB(A) 計平 85~90d 第 90dB(A)	B 期定 債券 850B(A)未満 85-900B(A) 900B(A)以上 40B(A)未満 第1管理区分 第1管理区分 第1管理区分 第1管理区分 第1管理区分 80B(A)以上 第1管理区分 第10管理区分 80B(A)以上 第10管理区分 第10管理区分				測定値は含い場合は、	測定結果に基づき、次の措置を ずる - (4)85dB(A)以上、90dB(A)未満の場
作業環境 場所 は 日本	定	疋	時期	641	6ヶ月以内ごとに1回、定期および施設、作業方法等を変				施設、作業方法等を変更した都原
作業 環	業環	t t	時間	その作業位置 A 測定では定常的作業の時間帯、B 測定では騒音が最も				騒音レベルが最も大きくなる時間	
評価値 等価騒音レベル		測	場所		A 測定:単位作業場ごとに、縦・横 6 メートル以下で引いた線の交点				音源に近接する作業の位置
			測定作業場 別表 および別表 2 による屋内作業場 評価値 等価 騒音				レベ	ル	

●等価騒音レベル(Leq)の測定

測定点における等価騒音レベルの測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、継続した10分間以上の時間行います。

AS 株式会社 エーエス

〒130-0022

東京都墨田区江東橋2-3-7 ONEST錦糸町スクエア8F TEL 03-6824-9855 FAX 03-6824-9859 https://www.a-sys.co.jp/ 中部 〒465-0024 愛知県名古屋市名東区本郷2-163 TEL 052-774-8611 FAX 052-774-8614